

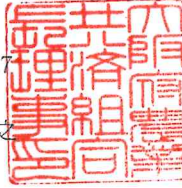
公 告

組合員各位

大農共第265号
令和8年8月26日

大阪府農業共済組合事業規程第38条第2項に基づき、令和9年産農作物（麦）共済に係る単位当たり共済金額については下記のとおり公示する。

堺市北区長曾根町3048番7
大阪府農業共済組合
組合長理事 吉田 一之



記

区 分	単位当たり（1kg当たり）共済金額の範囲
1 類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 115円 99円 83円 67円 51円 35円 19円 14円 10円 うち免税対象農業者に係るもの 124円 107円 89円 72円 54円 37円 19円 14円 10円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 73円 64円 55円 46円 37円 28円 19円 14円 10円 うち免税対象農業者に係るもの 82円 72円 61円 51円 40円 30円 19円 14円 10円 種子麦 172円 155円 138円 120円 103円 86円 69円 52円 34円 対象麦及び種子麦以外の麦 19円 14円 10円
3 類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 115円 99円 83円 67円 51円 35円 19円 14円 10円 うち免税対象農業者に係るもの 124円 107円 89円 72円 54円 37円 19円 14円 10円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 73円 64円 55円 46円 37円 28円 19円 14円 10円 うち免税対象農業者に係るもの 82円 72円 61円 51円 40円 30円 19円 14円 10円 種子麦（秋まき） 172円 155円 138円 120円 103円 86円 69円 52円 34円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 19円 14円 10円
4 類	パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 179円 159円 138円 118円 97円 77円 56円 42円 28円 うち免税対象農業者に係るもの 188円 166円 144円 122円 100円 78円 56円 42円 28円 パン又は中華麵の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 129円 117円 105円 93円 80円 68円 56円 42円 28円 うち免税対象農業者に係るもの 137円 124円 110円 97円 83円 70円 56円 42円 28円 種子麦（春まき） 293円 264円 234円 205円 176円 147円 117円 88円 59円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） 56円 42円 28円

- 事業規定第35条4項により、単位当たり共済金額は、類区分ごとに農業保険法第144条第1項の規定により農林水産大臣が定める2以上の金額から、組合員が申し出た金額とする。
- 「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- 「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- 「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- 「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5条の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- 「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。